

## 春日井市文化スポーツイベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 春日井市文化スポーツ応援団要綱（平成21年4月1日施行。以下「応援団要綱」という。）第3条第1号の規定に基づく補助金等の交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 応援団要綱第2条第1項第1号アに規定する事業 次に掲げる事業
  - ア 国際文化交流事業の開催
  - イ 広域的文化事業の開催
  - ウ 魅力発信事業の開催
- (2) 応援団要綱第2条第1項第1号イに規定する事業 周年・記念芸術文化活動事業の開催
- (3) 応援団要綱第2条第1項第1号エに規定する事業 次に掲げる事業
  - ア 国際文化交流事業への参加
  - イ 国内での文化事業への参加
- (4) 応援団要綱第2条第1項第2号アに規定する事業 国際大会、全国大会又は地区大会の開催
- (5) 応援団要綱第2条第1項第2号エに規定する事業 国際大会又は全国大会への出場

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有すると市長が認める事業
- (3) チャリティーを目的とする事業
- (4) 特定事業名を事業名に付す事業
- (5) 個人が行うリサイクル又は出版事業
- (6) 投稿、頒布が会員に限定される刊行物の出版
- (7) 当該事業について市以外から補助金の交付を受けている事業

(補助要件等)

第3条 補助事業の補助対象、補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）

は、文化スポーツイベント補助金交付申請書（第1号様式）に、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める書類を添えて、同表に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める書類とする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちに文化スポーツイベント補助事業変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの（経費の目的を実質的に変更しない限度に限る。）
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更し、又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した文化スポーツイベント補助事業変更承認決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ文化スポーツイベント補助事業中止・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助金申請時から事業内容変更の結果、別表に定める補助金の下限額を下回った場合には、文化スポーツイベント補助事業廃止申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により中止又は廃止承認申請をした補助事業者に通知す

るものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、文化スポーツイベント補助事業実績報告書(第4号様式)に、別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める書類を添えて、同表に定める期日までにしなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 第2条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する事業に係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、申請者の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

2 第2条第1項第3号及び第5号に規定する事業に係る補助金は、規則第4条の交付決定をした後、申請者の請求に基づいて交付する。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(春日井市全国大会等スポーツ競技会大会出場者激励費交付要綱の廃止)

2 春日井市全国大会等スポーツ競技会大会出場者激励費交付要綱(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の春日井市全国大会等スポーツ競技会大会出場者激励費交付要綱の規定により、激励費の交付を受けた者又は団体については、当該激励費に係る競技大会等に限り、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市文化スポーツイベント補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市文化スポーツイベント補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。